（普通徴収の方を特別徴収に切り替える場合）　《記入例》

令和 5 年度 市民税・県民税　普通徴収から特別徴収への切替届出書

給与支払者の法人番号を記入してください。

特別徴収に切り替える方の住所・氏名・フリガナを正確に記入してください。

個人の特定のために重要ですので生年月日を必ず記入してください。

特別徴収税額の通知書の「指定番号」を記入してください。

過年度分及び納期の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えできません。

（あて先）福岡市長

令和 5 年 7 月 5 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）

フリガナ	
名称	㈱ ○×商事
所在地	福岡市中央区天神1丁目8-1
代表者の職氏名	福岡　太郎
法人番号	

特別徴収義務者指定番号：106350

連絡先

所属	総務課給与係
氏名	福岡　ゆかり
電話	（　　）292 － 3259

	特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名	生年月日	特別徴収開始月等
1	住所 福岡市 早良 区 百道2丁目1-1 フリガナ ジョウナン　サトコ 氏名 城南　さとこ	S40年 1月 1日	① 普通徴収 2 期以降 を ② 8 月分（ 9 月 12 日納期限分）から特別徴収します。
2	住所 福岡市　　区 フリガナ 氏名	年 月 日	① 普通徴収　　期以降 を ②　　月分（　　月　　日納期限分）から特別徴収します。

① 過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は、特別徴収に切り替えることができませんのでご確認ください。
※ 二重納付防止のため、既に一部納付済の場合は本人あてに送付された市民税・県民税 納税通知書の領収証書の写しを必ず同封してください。
② 提出日が月の初日から10日(必着)までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収できます。
③ 公的年金からの特別徴収の対象になっている公的年金等所得にかかる市民税・県民税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

市記入欄

1	特切 ・ 併徴 ・ 不要 ・ 戻＋転（済　　月）																				
	連絡	額・発・納	住所	履・送	給外	ト・併・無	口座	有	フ済		期	区連	作・替・抜	不要	済・市外						
2	特切 ・ 併徴 ・ 不要 ・ 戻＋転（済　　月）																				
	連絡	額・発・納	住所	履・送	給外	ト・併・無	口座	有	フ済		期	区連	作・替・抜	不要	済・市外						

事業 履・送・異

提出日が月の初日から10日（必着）までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収できます。上記の例の場合、提出日が７月５日ですので、普通徴収第２期以降を８月分から特別徴収に切り替えることができます。